



# 施設等利用給付のご案内

(認可外施設等の利用料の無償化～市立幼稚園をご利用の保護者様用～)

電子申請はこちらから→

## 1. 対象者

保育を必要とする事由(裏面記載)に該当し、市から「保育の必要性の認定」を受けている。

## 2. 対象となる施設・事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象無償化の対象となる施設は、都道府県等に届出を行い、施設所在市町村の確認を受けている必要があります。姫路市内の対象施設については、姫路市ホームページ「幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について」に掲載しています。

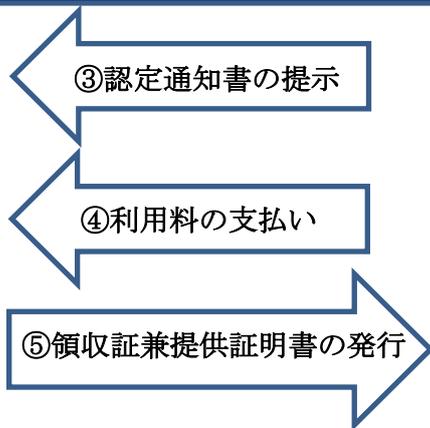
## 3. 支給上限額

月額 1万 1,300 円

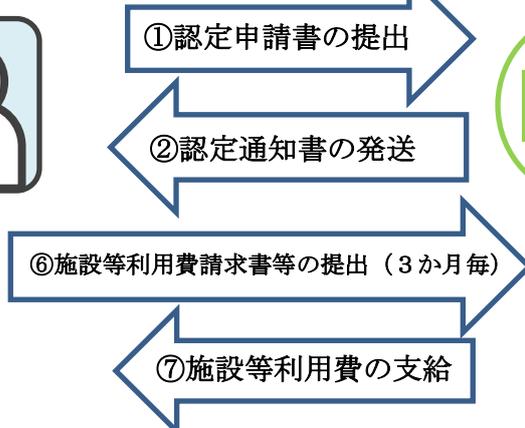
## 4. 手続きの流れ(概要)



利用施設



利用者の皆様



市役所

## 5. 給付の手続き

- 施設等利用給付は償還払い(一旦支払った費用が、後から返金される仕組み)となります。利用料については通常通り施設にお支払いください。
- 「施設等利用費請求書(償還払い用)」(※預かり保育事業区分)には、利用施設から発行される「領収書兼提供証明書」を添付してください。
- 給付は年4回です。スケジュールは下表のとおりです。

受付日	4月20日まで	7月20日まで	10月20日まで	1月20日まで
支払日	6月上旬頃	9月上旬頃	12月上旬頃	3月上旬頃

⇒裏面もご覧ください

## 施設等利用給付認定申請に必要なもの（提出先：こども保育課 ※郵送不可）

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 保護者全員分の保育を必要とする事由に応じた下記の添付書類(3か月以上前に作成された書類は無効)
- ③ ひとり親世帯の方:住民票の写し(世帯全員、本籍地、続柄記載のもの)、離婚届記載事項証明書(外国籍の方のみ)。なお、世帯状況や課税状況を確認するため、上記以外の書類が必要な場合があります。

※ 認定開始日は認定申請日(こども保育課受付日)より前に遡及できませんのでご注意ください。

※ 施設等利用給付認定には現況確認があります。認定を受けられている方については、毎年8月に現況届を送付予定です。

### 保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
就労・就労内定(48時間/月以上)	<p>就労証明書(証明日から3か月以内のもの)……………こども保育課様式以外のものは受付できません。</p> <p>※就労証明書について、就労先に無断で作成、改変を行ったり、虚偽の記載を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</p> <p>※自営業等をされている方で、自身が事業主の場合は、ご自身で就労証明書を記入してください。</p> <p>自営業(個人事業主)、内職の方は下記㉗～㉙のいずれか1点を必ず添付(法人化している場合は不要)</p> <p>㉗ 開業届(写し)、㉘ 直近の確定申告書第一表及び第二表の写し、㉙ ㉗㉘を提出できない場合、店舗の広告、または、屋号や個人名が記載された売上や収支がわかる書類(契約書、請求書、領収書等の写しで直近3か月以内のもの)</p> <p>配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方は㉚または㉛のいずれか1点を必ず添付</p> <p>㉚直近の確定申告書第一表及び第二表(自営業主の確定申告書第一表及び第二表の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの)、㉛ ㉚を提出できない場合は、タイムスケジュール(こども保育課ホームページ「施設等利用給付に必要な手続き」から様式をダウンロードしてください。)</p> <p>※㉙でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。</p>
妊娠・出産	<p>母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産(予定)日」記載面の写し</p> <p>※認定期間は出産(予定)月の前後2か月以内に限る。</p> <p>(例)出産(予定)日が6月1日の場合、4月～8月の5か月間のうち希望する期間</p>
保護者の疾病・障害など	<p>診断書(証明日から3か月以内のもの)……………こども保育課様式のもの以外は受付できません。</p> <p>ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容の記載面)でも可</p>
病人の看護など(48時間/月以上) ※原則同居で常時看護・介護している場合に限る	<p>看護等確認書・診断書(証明日から3か月以内のもの)……………こども保育課様式以外の診断書は受付できません。</p> <p>ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容(要介護度)の記載面)を提出できる場合、診断書(医療機関記入欄)は省略可</p>
家庭の災害	<p>地区の消防署長の確認書</p>
求職活動	<p>誓約書兼就労予定申立書(兼 退所届)</p> <p>※ハローワーク(公共職業安定所)の「ハローワークカード」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けているときはその写しも提出してください。</p>
技能習得中・学生	<p>① 職業訓練学校・大学などの在学証明書</p> <p>② 在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)</p>

\*印が付いたものについては所定の様式を使用してください。

### 申請に関する各種様式

HP はこちらからアクセスできます→



「施設等利用給付認定申請書」、「施設等利用費請求書」等の様式は市役所こども保育課窓口で配布しております。また、ホームページからダウンロードすることもできます。( <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000008805.html> )